

那覇市会計年度任用職員募集について
 こども教育保育課 特別支援教育ヘルパー（4時間勤務）

令和03年12月08日

地方公務員法第22条の2に規定する会計年度任用の職に従事する職員を次のとおり募集します。なお、この募集は、採用に係る予算の確定により効力を有します。

募集期間	令和04年12月20日	から	定員に達するまで
部 名	こどもみらい部	課 名	こども教育保育課
グループ名	管理グループ		
職の名称	特別支援教育ヘルパー（4時間勤務）		採用予定人数 34 人
業務の量の区分	パートタイム職員	週の勤務時間	20時間
職務内容	(1) こども園の特別支援教育に関する補助業務 (2) その他所属長が指示する業務		
資格免許等	無し		
勤務場所	那覇市立こども園、那覇市立みらいこども園		
任用期間	令和04年04月01日 ～ 令和05年03月31日		
	翌年度の初日に同一の職務内容の職が設置される場合の当該職への再度の任用の有無		有
	* 会計年度任用の職は、年度ごとに設置、廃止します。年度を超えた任期とすることはありません。 * 任期の更新又は再度の任用は、職員の能力の実証等の要件を踏まえて行います。		
勤務日数	週	5	日
勤務時間	14時00分	～	18時00分 * 他、要綱に定める勤務時間帯が複数あります。
休憩時間	無		勤務時間に関する特記事項をご参照ください。
時間外勤務	無	(月平均	時間)
週休日 (休日)	日曜日、所属長の指定する日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月29日から翌年の1月3日 慰霊の日		
休暇等	1 年次有給休暇 採用の日に、任用及び勤務日数に応じた日数を付与 2 その他休暇等 (1) 有給(私傷病短期、子看護、子の予防接種、夏期休暇、忌引ほか) (2) 無給(私傷病長期、生理休暇、出産休暇、育児休暇、介護、育児休業ほか)		

那覇市会計年度任用職員募集について
 こども教育保育課 特別支援教育ヘルパー（4時間勤務）

給与等	基本報酬	時給	964 円（月末締め翌月20日支給）		
		*基本報酬の額は、職により経験加算される場合があります。			
	通勤手当	常勤職員の例により支給（月末締め翌月20日支給）			
	期末手当	あり	*任期6月以上、週15時間30分以上の勤務の職が対象		
	退職手当	なし			
	その他手当	なし			
	勤務時間 外、休日 等の割増 賃金率	勤務時間外(1日7時間45分以内かつ週38時間45分以内で月60時間以内)			0%
	勤務時間外(1日7時間45分超又は週38時間45分超で月60時間以内)			25%	
	勤務時間外(1日7時間45分超又は週38時間45分超で月60時間超)			50%	
	休日勤務	35%	深夜(午後10時から午前5時まで)勤務	25%	
社会保険等	厚生年金保険及び健康保険	なし	雇用保険	あり	
選考方法	書類選考及び面接 ※応募の状況等により書類選考のみで不採用の決定を行う場合があります。				
勤務時間 に関する 特記事項	*要綱に定める勤務時間帯は以下のとおりです。 （主な勤務時間帯は午後ですが、行事対応や園の状況等、必要に応じて割り振ります。） 7時30分から11時30分、8時00分から12時00分、8時30分から12時30分 9時00分から13時00分、9時30分から13時30分、12時00分から16時00分 13時00分から17時00分、14時00分から18時00分、14時30分から18時30分				
備 考	・条件付採用期間あり：任用後一か月間（1か月の勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまで） ・屋内の受動喫煙対策あり：禁煙 ・内定後、直近3ヶ月以内に受診した健康診断結果の写しを提出いただきます。 ・各公立こども園における特別支援教育ヘルパーの必要状況に応じて、年度途中で勤務地変更等の調整を行うことがあります。				

【根拠法令等】

- ・那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例
- ・那覇市職員の任免に関する規則
- ・那覇市那覇市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則

那覇市 こどもみらい部 こども教育保育課 管理グループ			
担当：	与那覇		
TEL：	861-2113	FAX：	861-2114
E-mail：	69833mai@city.naha.lg.jp		